

／ ことうらではじめませんか ／ 琴浦でスタート！ 応援補助金

町内で新たに起業する事業者、町内にオフィスに移転する県外事業者を応援します！

< 起業支援事業 >

補助対象者 (一般枠) 町内で起業し、かつ、町内に住所を有する者
(政策枠) 地域の課題又は社会的課題の解決に資する事業を行う
町内で起業する個人・中小企業者

補助対象経費

- ・ 土地、建物の取得、建築、賃借、改修費
- ・ 設備の購入、賃借、改修、修繕費
- ・ 車両、工具又は備品の購入、賃借経費
- ・ 事業開始時の広告宣伝費
- ・ コンサルティング経費

補 助 率 2 分の 1

補助金上限 (一般枠) 50 万円 (政策枠) 100 万円

※起業を予定している者または起業の日から1年を経過していない者が対象です。

※上記補助金に加えて、町のクラウドファンディング型ふるさと納税(CF)を活用できる場合があります。
総事業費から上記補助金と手数料を差し引いた額を上限に、CFで集まった資金相当額を交付します。

< オフィス移転支援事業 >

補助対象者 申請時点で本町にオフィスを設置していない県外事業者

補助対象経費

- ・ 店舗の取得、改修費
- ・ 設備の購入、賃借、修繕費
- ・ 備品等の購入及び賃借経費

補 助 率 10 分の 10

※賃借に係る経費については、申請年度のオフィスの移転から年度末までを補助対象とします。

【お問い合わせ】

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町役場 商工観光課

TEL: (0858) 52-1713 FAX: (0858) 52-1714

MAIL: syoukoukankou@town.kotoura.tottori.jp



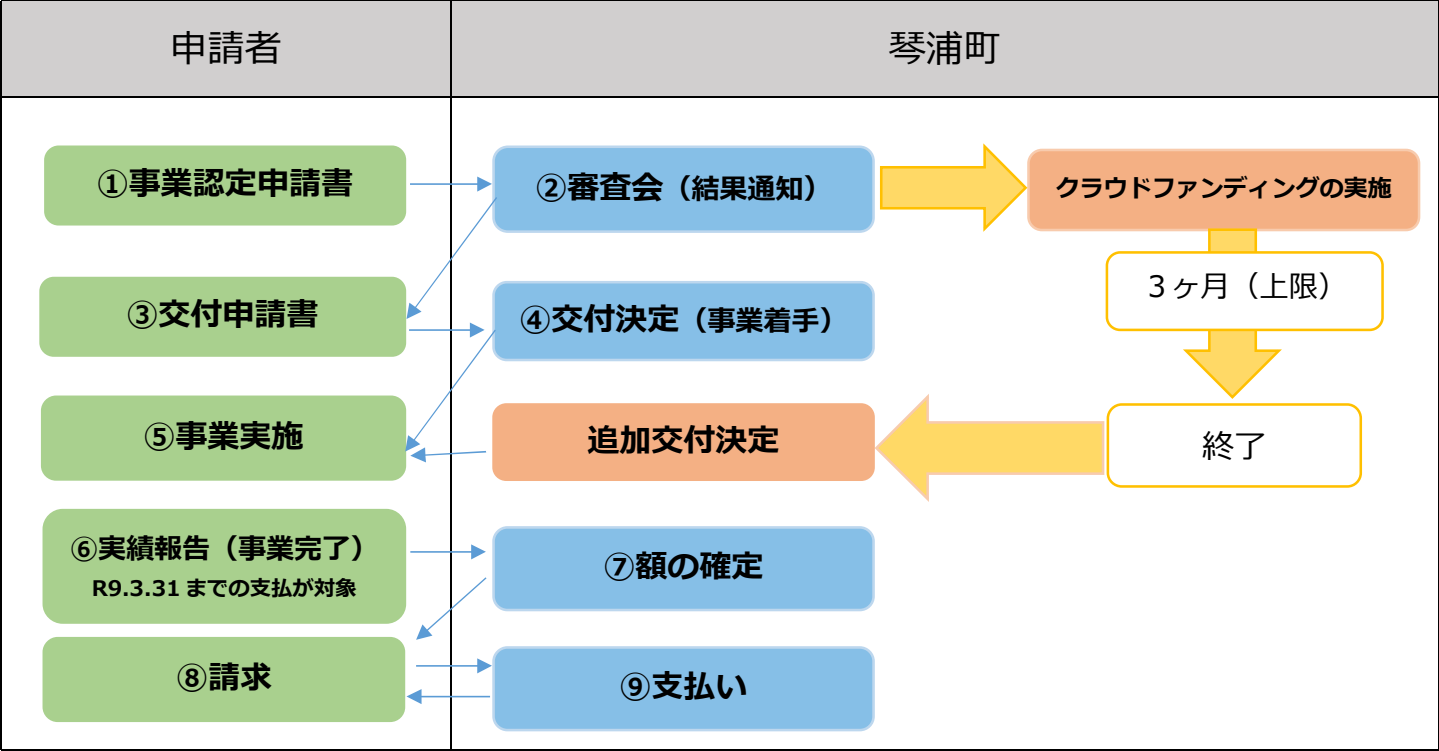
【認定申請期間】 令和 8 年 9 月 8 日（火）～

令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）まで

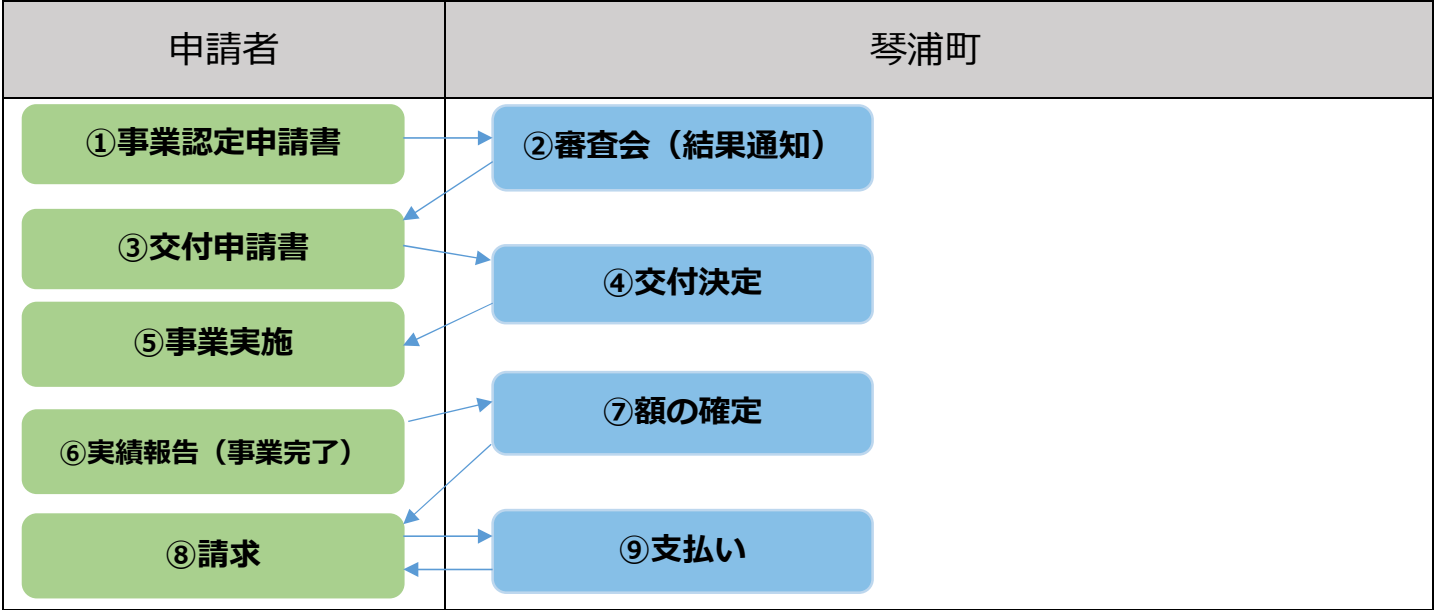
※令和 9 年 3 月 31 日までに支払いが完了する事業であること

【手続きの流れ】

○ 起業支援事業



○ オフィス移転支援事業



・補助事業の実施にあつては、琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成 31 年琴浦町条例第 12 号）の趣旨を踏まえ、町内事業者への発注に努めてください。

・起業支援事業については、補助対象事業の完了日から 5 年間、継続して当該事業を営むよう努めていただく必要があります。また、この期間の間、年度ごとに町へ補助事業の進捗状況報告が必要です。